

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本題】規約型確定給付企業年金規約における行政手続きのイロハ	P1
【コラム】企業年金業務におけるテレワークの導入と課題	P6

規約型確定給付企業年金規約における行政手続きのイロハ

1. はじめに

2002年4月1日に確定給付企業年金法が施行後、適格退職年金制度の廃止、厚生年金基金制度の縮小に伴う企業年金制度の受け皿として、1万社以上の企業が確定給付企業年金を実施しており、確定拠出年金制度とともに大企業から中小企業までわが国の企業における退職給付制度の代表的な企業年金として広く普及しております。

その確定給付企業年金を運営するうえで必要な事項を確定給付企業年金規約に規定することが法令上求められており、これを変更する場合は、変更内容により、必要な書類を添付のうえ、厚生労働大臣の承認や各地方厚生（支）局への届出などが必要となります。また、当該変更手続きは確定給付企業年金法施行後、利便性向上などにより度々改正がなされ、現状の手続きを正確に把握することは困難なものと推察します。

そこで、本稿は規約型確定給付企業年金規約を変更する場合の行政手続きを解説します。（以下、確定給付企業年金を「DB」、確定拠出年金を「DC」と略記する場合があります。）

2. 確定給付企業年金(DB)規約の概要

(1) 規約型DB規約に規定すべき事項

DB法令上、DB規約に定める事項は以下の通りです。

【図表1】規約型DB規約に定める事項

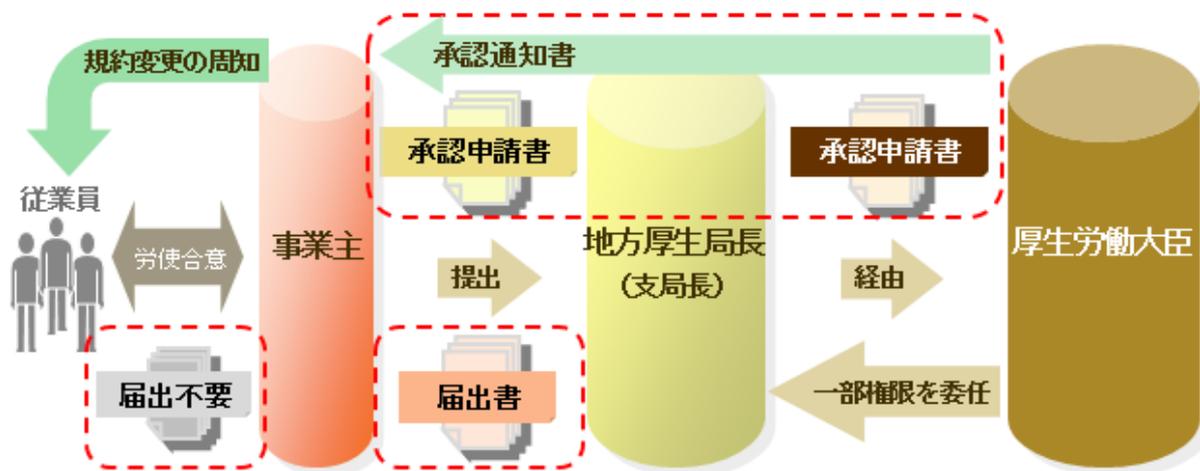
<DB法第4条、DB法施行令第2条>

- ① 事業主の名称・住所
- ② 実施事業所の名称・所在地
- ③ 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称・住所
- ④ 加入者となることについての一定の資格
- ⑤ 給付の種類・受給の要件・給付額の算定方法・給付の方法・支給期間・支払期月
- ⑥ 掛金の拠出に関する事項
- ⑦ 事業年度その他財務に関する事項
- ⑧ 終了・清算に関する事項
- ⑨ 資産管理運用契約に関する事項
- ⑩ 権利義務の移転に関する事項
- ⑪ 権利義務の承継に関する事項
- ⑫ 脱退一時金相当額等の移換に関する事項
- ⑬ 業務委託に関する事項
- ⑭ 事務費に関する事項

(2) DB規約変更時の流れ

DBの規約変更手続きには「承認申請」「届出」「届出不要」の3パターンがあり、変更内容によっていずれかの手続きが必要になります。手続きは、「承認申請」または「届出」のいずれの場合も地方厚生（支）局長あてに行います。また、原則、労使合意が必要ですが、変更内容によって労使合意が不要なケースもあります。なお、DBの規約変更手続きの全てを厚生労働大臣が承認する、というのは現実的ではないため、DB法令上、変更内容により厚生労働大臣から地方厚生（支）局長に権限を委任することとされています。

【図表2】DB規約を変更する手続きのイメージ図



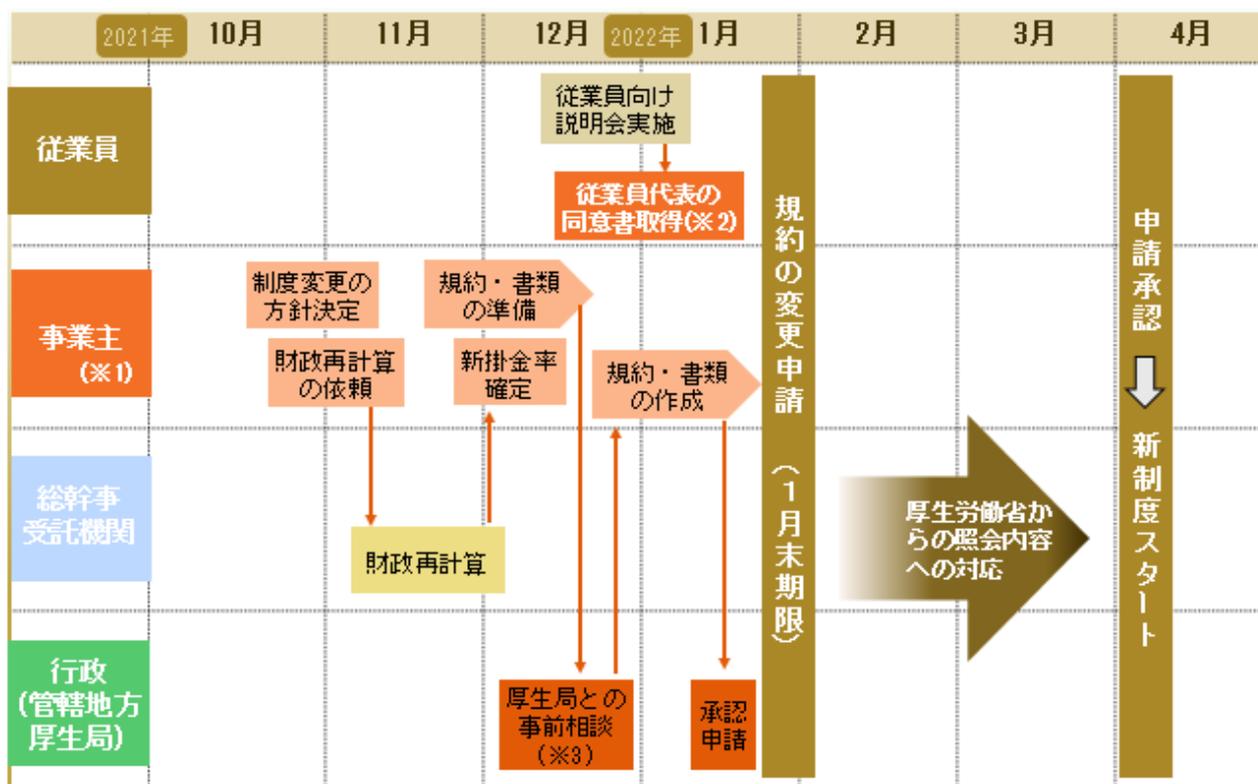
(3) 「承認申請」「届出」「届出不要」について

I. 承認申請について

労使合意のうえ、規約変更の2ヶ月前に制度発足時と同様に厚生労働大臣あてに承認申請を行い規約の承認を得る必要があります。規約変更日を過ぎてから行政手続きを行うことは原則認められていません。

【図表3】承認申請時のスケジュール案(規約型DBで給付増額を行う場合)

例) 2022年4月1日付で規約変更 ⇒ 2022年1月31日までに承認申請



(※1)複数事業主で規約型DBを実施している場合の行政手続きは、代表事業主が代表して実施。

(※2)厚生年金保険の被保険者の過半数の同意は、事業所単位で取得。

(※3)後述の(4)参照。

DB規約を変更する手続きについてはDB法第6条に定められており、DB規約を変更する場合は、従業員等の同意を得たうえで、厚生労働大臣あての承認申請が必要となります。(厚生労働省令で定める軽微な変更【図表4】を除く。)

<DB法第6条第1項>

事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更(厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、その変更について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ただし、変更内容によって、地方厚生(支)局長に委任されているケースもあります(規則第121条)。「承認申請」が不要となる厚生労働省令で定める「軽微な変更」とは、下記13項目です。

【図表4】「承認申請」が不要な変更(軽微な変更)

<DB法施行規則第7条第1項>

- ① 事業主の名称および住所
- ② 実施事業所の名称および所在地
- ③ 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称および住所
- ④ 給付の種類、受給の要件及び額の算定方法並びに給付の方法の支給期間及び支払期月に関する事項(労働協約等の変更による加入者の資格の喪失時期の変更その他給付の設計の軽微な変更(給付減額の場合を除く))
- ⑤ 掛金の拠出に関する事項(給付設計の変更を伴う場合並びに弾力償却・定率償却の場合の毎事業年度の特別掛金額を変更する場合及びリスク分担型企業年金掛金額及びリスク対応掛金額を除く。)
- ⑥ 事業年度その他財務に関する事項
- ⑦ 事業主が二以上ある場合の実施事業所の減少に伴う変更に係る事項
- ⑧ 権利義務の移転先・承継先、脱退一時金相当額の移換元・移換先の名称
- ⑨ リスク分担型企業年金に規定する調整率
- ⑩ 弾力償却・定率償却の場合の毎事業年度の特別掛金額に係る事項
- ⑪ 資産管理運用契約に関する事項、業務委託契約に関する事項及び事務費に関する事項
- ⑫ 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項
- ⑬ 法令改正に伴う規約変更のうち、給付内容に実質的な変更が無い場合

つまり、上記13項目以外の変更については「承認申請」が必要となります。

II. 届出について

住所変更、社名変更または掛金変更等の軽微な変更は、行政の承認が不要であるかわりに、行政に届出を行う必要があります。変更内容によって労使合意の要否が異なります。

軽微な変更の手続きについては、DB法第7条で定められており、以下2種類があります。

- ・届出が必要な変更
- ・届出が不要(行政手続きが不要)な変更

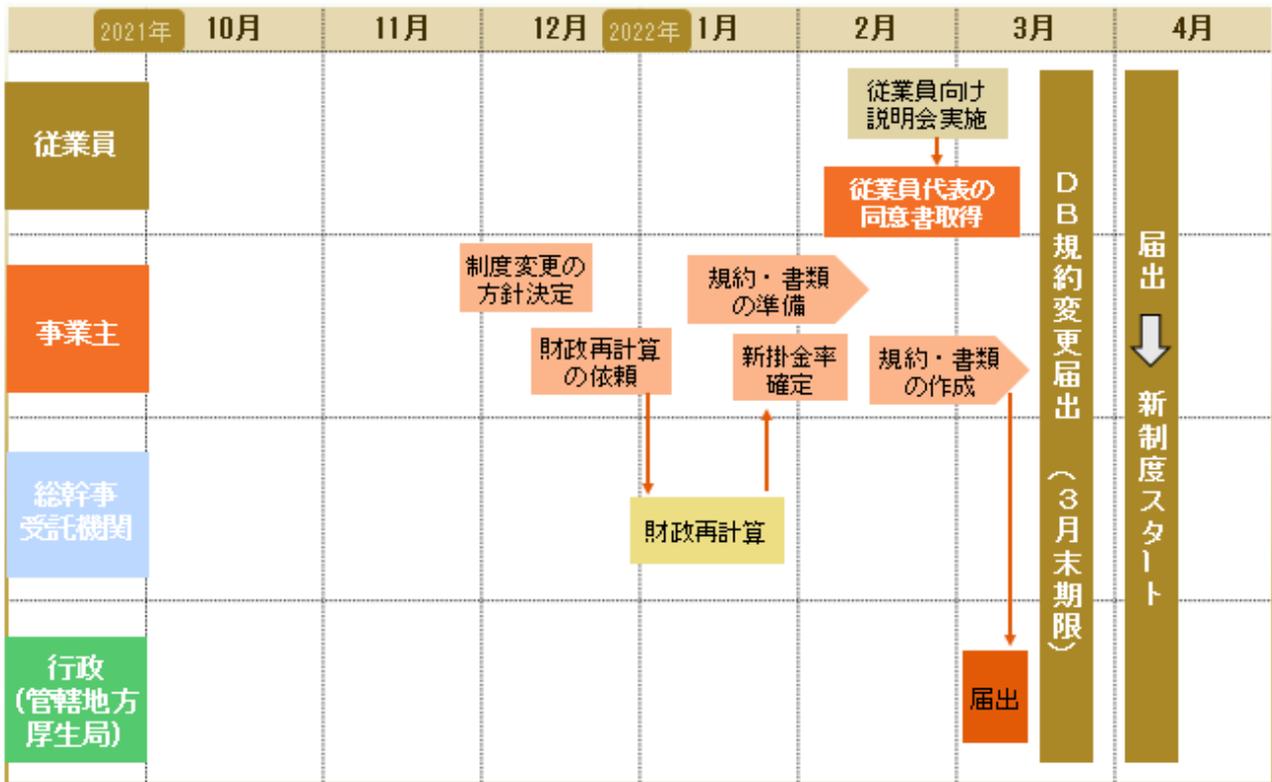
<DB法第7条第1項>

事業主は、第三条第一項第一号の承認を受けた規約の変更であって前条第一項の厚生労働省令で定める軽微なものをしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、第四条第三号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項の変更については、この限りでない。

【図表4】の13項目については「承認申請」ではなく、「届出」が必要となります(ただし、DB法第4条第3号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項【図表6】を除く。)。また、「届出」は地方厚生(支)局長あてに提出することによって行なうものとされています。(DB法施行規則第9条)

【図表5】届出時のスケジュール案(規約型DBで財政再計算を行う場合)

例) 2022年4月1日付で規約変更 ⇒ 原則として2022年3月31日までに届出



Ⅲ. 届出不要の項目について

事業所の名称・所在地等の変更は、規約を変更するのみで行政手続きは不要です。ただし、変更内容によって労使合意が必要となる場合があります。また、事業所の所在地の変更や合併等での事実確認証明書類の関係上、変更予定日以後の届出の場合もあります。事例ごとに対応が異なるケースもあるため、事前に確認を行う必要があります。

以下の項目については、届出（行政手続き）は不要です。

【図表6】行政手続きが不要な変更(DB法第4条第3号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項)

- ＜DB法第4条第3号＞
 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称および住所の変更
 ＜DB法施行規則第10条＞
- ① 業務委託契約に関する事項（場合により届出が必要）及び資産管理運用契約に関する事項
 - ② 市町村の名称変更、市町村合併や住居表示変更に伴う事業主の住所変更
 - ③ 市町村の名称変更、市町村合併や住居表示変更に伴う実施事業所の所在地の変更
 - ④ リスク分担型企業年金に規定する調整率
 - ⑤ 弾力償却・定率償却の場合の毎事業年度の特別掛金額に係る事項
 - ⑥ 法令改正に伴う規約変更のうち、給付内容に実質的な変更が無い場合

上記7項目が【図表4】の「軽微な変更」の13項目のうち「届出不要の項目」となります。

(4) 行政あて事前相談

DB規約の変更を行う場合、実際に承認申請に関する書類を提出する前段階として、行政あてに規約変更内容や書式等の確認が必要となる場合があります。

行政あて事前相談は、DB規約変更予定日の「提出月」の1～2ヶ月前が目処です。

【図表7】行政あて事前相談日(2022年4月1日付のDB規約変更の場合)

	提出日(月)	事前相談日(月)
承認申請	2022年1月末まで	2021年11~12月中を目途

(5) 規約変更(申請・届出)に必要な添付書類

規約変更承認申請書(届出書)には、「一部変更規約」・「規約変更理由書」・「新旧対照条文表」の他に、以下に掲げる書類を必要に応じて添付します。なお、複数事業主の場合は、代表事業主が実施事業所毎に必要な書類を取り纏めて、申請・届出をします。

- 厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者(厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合がある場合は当該労働組合)の同意書
…実施事業所毎に必要です。
- 労使合意に至るまでの経緯
…実際に行われた交渉経緯を詳細に記載します。
- 減額に関する同意書
…規約変更内容によっては、給付減額に該当し、同意取得を行う場合があります。
- 事業主の同意、移換加入者となるべき者の2分の1以上の同意または移換加入者となるべき者以外の加入者の2分の1以上の同意(移換元DBの掛金が増加しない場合不要)
…DBからDCへ資産の一部を移換する場合に必要です。
- その他必要な書類
…住所変更等の事実が確認できる資料等が該当します。

(6) 労使合意の要否について

DB法施行規則第9条ただし書きの「特に軽微なもの」に該当する変更については、労使合意が不要となります。労使合意が不要となる「特に軽微な変更」は、DB法施行規則第7条第2項に掲げる変更です。

<DB法第7条第2項>

第五条第三項並びに前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更について準用する。ただし、当該変更が同項に規定する厚生労働省令で定める軽微な変更のうち特に軽微なものとして厚生労働省令で定めるものである場合においては、同条第二項及び第三項の規定は、準用しない。

労使合意が不要な規約変更については、「届出」の場合と「届出不要」場合があります。

【図表8】労使合意が不要な変更(特に軽微な変更)

<DB法施行規則第7条第2項>

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ① 事業主の名称および住所の変更 | (行政あて届出は必要) |
| ② 実施事業所の名称および所在地の変更 | (行政あて届出は必要) |
| ③ 事業主が二以上ある場合の実施事業所の減少に伴う変更に係る事項 | (行政あて届出は必要) |
| ④ 条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない変更 | (行政あて届出は必要) |
| ⑤ 業務委託に関する事項 | (行政あて届出は場合により必要) |
| ⑥ 資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称および住所の変更 | (行政あて届出も不要) |
| ⑦ リスク分担型企業年金に規定する調整率 | (行政あて届出も不要) |
| ⑧ 法令の改正に伴う変更 | (行政あて届出も不要) |

上記8項目の変更については「特に軽微な変更」として労使合意が不要であり、⑥~⑧については行政あて届出も不要です。

(7) DB規約変更のまとめ

下記資料は、2021年11月30日時点で施行されている法令をもとに作成しています。(○は必要、×は不要、△は場合による。)

【図表9】DB規約変更の行政手続き一覧

規約変更事項	行政手続き		労使合意
	承認申請	届出	
加入者の範囲の変更	○	×	○
給付に係る規約の変更	△	△	○
事業主の名称及び住所	×	△	×
実施事業所の名称及び所在地	×	△	×
資産管理運用機関及び金融商品取引業者の名称・住所	×	×	×
掛金の拠出に関する事項	×	○	○
事業年度その他財務に関する事項	×	○	○
権利義務の移転・承継等に関する事項または脱退一時金相当額等の移換に関する事項	×	○	○
毎事業年度の特別掛金額に係る事項	×	×	○
資産管理運用契約に関する事項	×	×	○
業務委託契約に関する事項	×	△(※)	×
事務費の負担に関する事項	×	○	○
条項の移動等規約に規定する内容の実質的な変更を伴わない事項	×	○	×
法令の改正に伴う変更に係る事項	×	×	×
終了及び清算に関する事項	○	×	○

※2021年9月1日から、業務委託契約に関する事項に関する規約変更の一部が届出となりました。

3. むすびにかえて

昨今の感染症拡大防止や働き方改革の影響を受け、DB規約変更時の行政手続きについても見直しが行われています。2020年12月25日からは、電磁的な方法で加入者個人からの同意を取得できるようになりました(給付減額、権利義務移転、DCへの資産移換または加入者が掛金の一部を負担する場合に限る。)。電磁的な方法とは、例えば、ID及びパスワードなどにより、同意取得対象となる加入者本人しか入れないシステム上で同意ボタンを押すことにより同意を行い、システム上誰がいつ同意したかがわかるログが残るようなものが該当します。ただし、「自署」が原則のため、電磁的な方法を実施する場合は、行政あて事前相談を行うよう求められています。また、届出案件の一部を申請案件に変更することも議論されています。

少子高齢化社会や雇用延長等の環境下で、企業年金の重要性が益々高まっていく中、DBの見直しに伴うDB規約変更を避けて通ることはできません。DBの適切な制度運営を行うために、今後の法改正にも注意していく必要があります。

(年金業務部 年金信託室 申請契約グループ 尾林 千恵)

りそなコラム

企業年金業務におけるテレワークの導入と課題

今月のコラムは、企業年金業務におけるテレワークの導入と課題に関する、企業年金基金の担当者「Aさん」「Bさん」とその上司「C事務長」とのある冬の日の会話です。

Aさん：この雨は夜更け過ぎには雪に変わるのかなあ。
 Bさん：風も冷たくなって冬の匂いがしてきました。そろそろ今年最初の雪かもしれませんね。
 C事務長：二人ともどこかで聞いたようなことを言っているけど、今夜から大荒れの天気になるそうだ。明日の朝、鉄道各社は計画運休を検討しているようだよ。
 Aさん：え！？それは大変ですね。今から駅前のホテルに電話して空き部屋があるか聞いてみます。
 C事務長：そんな必要はないよ。こんな時のためにテレワークがあるんじゃないか。
 Bさん：そうか、テレワークを使えば。でも、あれは感染症対策のためのものではないのですか。大雪でも使っているのでしょうか。
 C事務長：テレワークは感染症対策のためだけのものではないよ。むしろこういう時のことを想定してもっと早くから用意しておくべきものだったんだ。

～1. BCPとテレワーク～

C事務長：テレワークについて話す前にAさんはBCPって何かわかる？
 Aさん：Business Continuity Plan 事業継続計画のことですね。
 C事務長：そう。中小企業庁の中小企業BCP策定運用指針によれば、事業継続計画とは「企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画」とある。さっきAさんがホテルの予約を取ろうとしたけれど、あれも立派なBCP。電車が止まって通勤できないことが想定される中で、いつもどおりオフィスで事業を継続するための一番手っ取り早い方法だからね。実際、コロナ禍以前であればそうしていただろう。
 Bさん：BCPという言葉は知っていましたが、自然災害とか、テロ攻撃とか、どうしても身近なものとは考えていなかったと思います。コロナ禍でいやおうなしに自分自身の問題となり、そこで導入されたのがテレワークでした。
 C事務長：テレワークはコロナ禍でのステイホームの手段という印象が強いけれど、そもそもが業務継続のためのものなんだ。だから大雪でも当然有効な手段となるわけさ。

～2. テレワークの導入に向けての検討事項～

Aさん：そんなテレワークですが2020年4月に初めて緊急事態宣言が発令されたとき、すぐには機能しなかったと記憶しています。それはどうしてだったのですか。
 C事務長：それはテレワーク化に向けたインフラ整備と事務整備について検討する時間が必要だったからだね。ふだん当たり前のように行っている企業年金の仕事も、いざ場所を変えて行おうとするとは簡単にはいかない。まだ外は粉雪のようだから、もう少しこの話を続けても大丈夫かな。ところでBさんはテレワークの日の朝は何から始める？
 Bさん：家で使っているパソコンを起動してあらかじめインストールしてあるテレワークシステムからオフィスのパソコンにログインします。それから業務用の携帯電話も忘れずに電源を入れてっ。それくらいですね。あとは特に変わったことはしていません。
 C事務長：うん。私もそうだよ。いまBさんが言ったことを可能にしているのがインフラだ。インフラ整備のために検討すべき事項をまとめるとこうなるね。

	検討事項
インフラ整備	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク環境構築（テレワーク方式の検討） ・必要に応じてパソコンや業務用携帯電話の購入 ・専用線等のセキュリティが確保された通信手段の導入

C事務長：当基金ではこれらを検討の上、オフィス業務の再現性が高くセキュリティとコストのバランスもとれたリモートデスクトップ方式を採用した。ただし、インフラ整備といっても「技術」だ

けでなく「ルール」と「人」についても検討が必要。テレワークに関する諸規程を制定し、勉強会を何度も行ったよね。では、Aさん、事務整備の面はどうだろう。検討事項にはこのようなものがあるが、十分な検討はできているかな。

	検討事項
事務整備	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワークで行う作業の明確化 ・印鑑レス対応（事業所・退職者との授受書類） ・電子化（ペーパーレス：紙⇒データ） ・問い合わせ対応の効率化（電話⇒メール） ・現況届（ハガキ）の廃止（規約変更が必要）

Aさん：正直なところ自分自身では、テレワークとオフィス出勤日でその日にやる業務を分けるところまでしか考えていませんでした。印鑑レス、電子化などについてはどのように検討すればよいのでしょうか。

～3. テレワークの課題～

C事務長：印鑑レスも電子化も単にはんこをなくす、紙をなくすというのではなく、業務の効率化を目指してのものでなければならぬ。もちろん企業年金の仕事は我々と受託機関との間だけで完結するものではないから、退職者や受給者の立場にも立って従来の方法を見直していくことが大事だね。安心して手続きをしていただけるよう、これまで以上に個人情報の取扱についても注意しなければならない。なお、マイナンバーの取扱については引き続きオフィス内の取扱区域に限定されている。このことは覚えておく必要があるよ。

Aさん：たしかにご高齢な受給者の中にはインターネットに馴染のない方も少なくありません。丁寧な説明を心掛けなければなりませんね。事務長からエクセルの質問を受けたときのように。

C事務長：……ぜひそう願いたいものだね。

Bさん：インフラ面にもまだ課題はあると思います。いまはスマホ一台で何でもできる時代です。パソコンがなくてもスマホさえあれば十分という人も少なくありません。友人が勤める会社でもテレワークを始めるにあたり、思いのほかパソコンを持っていない社員が多かったとか。会社で用意できる端末にも限りがあり、スムーズにテレワークに移行できる人とそうでない人の間で不公平感があつたそうです。実は私もパソコンを新調しました。結構痛い出費でしたよ。

C事務長：そうか。なにしろいまはスマホが銀行の窓口になるくらいだからなあ。そういう問題も起こり得るね。テレワークは将来的にはBCPの枠を超えてワークライフバランスのためのツールになると思う。誰にでも均等にその機会が与えられるような配慮が必要だね。

(年金業務部 年金信託室 制度サポートグループ 畑 敏夫)

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク(こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>)の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1830 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2022(令和4)年1月号 No.645

編集・発行: 株式会社りそな銀行 年金業務部 年金信託室 りそな年金研究所
〒540-8607 大阪府大阪市中央区備後町2-2-1
TEL: 06-6268-1830 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>
確定拠出年金スタートクラブ: <https://dc-startclub.com/>